

○佐野市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成27年3月31日告示第84号

改正

平成27年6月15日告示第141号  
平成29年7月3日告示第196号  
令和6年10月8日告示第279号  
令和8年1月16日告示第9号

佐野市福祉有償運送運営協議会設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第49条第2号に規定する福祉有償運送(以下「福祉有償運送」という。)について、その必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、佐野市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録(法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉有償運送に係るサービスの内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要があると認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (2) 市民又は市内において福祉有償運送の利用が想定される者
- (3) 市内を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 市内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (5) 関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する職員
- (6) 栃木県の職員
- (7) 市の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 省令第51条の8に定めるもののほか、協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は、原則として、公開とする。ただし、協議会は、必要があると認めるときは、当該会議に係る全部又は一部について非公開とすることができる。

（会議の議決）

第7条 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 協議会の会議に出席しない委員は、書面によって議決権を行使することができる。
- 3 書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面に必要な事項を記載し、会長が定める時までに当該書面を出席する委員に提出して行う。
- 4 前項の規定により書面によって行使した議決権は、出席した委員の行使した議決権とみなす。

（協議結果の取扱い）

第8条 協議会において協議が調った事項に係る関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 法第79条の2の登録を受けようとする者、法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録を受けようとする者又は法第79条の7第1項の規定による変更登録を受けようとする者は、協議会において協議が調ったときは、速やかに、その申請を行うものとする。

（委員の義務）

第9条 委員は、地域住民の生活に必要な旅客の輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意をもって責任ある議論を行うよう努めるものとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康医療部介護保険課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 施行日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成27年6月15日告示第141号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年7月3日告示第196号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年10月8日告示第279号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和8年1月16日告示第9号)

この告示は、告示の日から施行する。

---